慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ドイツ農民戦争の歴史的意義（下の一）
Sub Title	Die historische Bedeutung des deutschen Bauernkrieges (Nr. 3)
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.12 (1957. 12) ,p.1139(41)- 1161(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19571201-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19571201-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ば、対立的だとするならば、経営家族主義の否定は会社との利害一致のそれに通ずる。しかし両者の間に、例えば、契約的な関係の存在を認めるならば、前者の否定は後者のそれにはならない。このような性格の労資関係を「近代的」と名づけると、急進的態度は近代的関係の打破に向っている。しかし本論では急進は、保守・近代・前期と同様に、対比的な意味で用いられているから、必ずしもこのような意味を含まない。

わが国労働者が後れた意識をもちながら、急進的態度をとるという評言を聞く機会が多い。この評言はここでの研究対象とした職人的労働者についてはある程度まであてはまるが、他の者については必ずしも適合しない。特に、職員層に属す、あるいは属していると考えている労働者を含む公企業・銀行・電力会社においては逆の傾向たる近代と保守との結合がかなりみられる。労資関係を家族主義的関係と対立関係とに二分するのが可能でない限り、家族主義を否定しても、保守的態度をとる余地はある。近代と保守との結合は工員層を多く含む自動車会社でも、大きな比重をもっているし、更に、B工場の農家からの通勤労働者についてもそうである。

分析の結果として出てきたものは以上の通りであるが、これを以て、不当な一般化をしようとする意図はない。一般化への努力は惜しまないが、それに到達するには、もっと長い道を歩まなくてはならない。道はまだ半ばであるが、しかし既存の一般論のあるものに対して批判的になりうることは可能であろう。

〔追記〕考察の便宜からして、産業関係を二つの側面に区分して、労資関係と従業員関係とにすることが可能である。本論では、これらのうち、労資関係的側面が主題となっている。本論の素材を引き出した調査では、これら二つの面を共に問題としている。特に、調査の後半では、従業員関係的側面に重点が置かれた。この側面では、所謂人間関係的諸問題が扱われるが、焦点は職場におけるモラールに求められた。この場合、労資関係的側面はこのモラールを規定する周辺的諸要因の一つとして取り上げられる。かかるモラール研究の成果は近く印刷に付される予定であるから、この方面に関心を寄せられる方には、併読して戴ければ幸甚である。

なお、本論での近代・前期及び急進・保守の概念は前に掲げた質問項目の回答に関する限りのものであり、かつ対比するための相対的な尺度として用いられていることを付記する。

ドイツ農民戦争の歴史的意義（下の一）

寺尾　誠

第五節　封建反動に対する農民の抵抗

一五二五年のドイツ農民戦争は一世紀に近いドイツ農民の封建的支配者への経済的政治的運動の結晶である。前節迄に考察したように中世後期の領主と農民との関係に於ける変化を基礎として、農民的商品生産の発展、農民層の分解、領主の経済的危機の増大、領邦国家体制への権力の集中といった新しい局面が、ドイツ農民戦争の起った地域でみられた。ランデスヘルを先頭とする封建的支配者の自己の体制維持とこれに対するドイツ農民の自己の生活の擁護とそれ以上の発展への志向はここに真正面から対決せざるを得なかった。この節ではまずこうした領主と農民の対決を領主側の史料「判告集」Weistümer と農民側の史料「陳情書」Beschwerdeartikel その他の要求によりその実態をみてみたい。(注1)

（一）共同体規制

これは「強制と禁制」Zwing und Bann に関するもので、「十二ヵ条」の中にも四条、五条、十条にみられる。

(イ) 河川に対する所有権及び漁撈権　スイスのグリュニンゲンの一四四一年の陳情書、キィブルグ、ヴィンタートゥア、グリュニンゲン地方の一五一八年の陳情書、同地方の一五二五年の綱領書簡 Artikelbrief にも河川に対する禁制と漁撈の禁止についての抗議がみられる。(注2) 一五二五年のバルトリンゲン農民団のアハトシュテット村の農民は「我等共同ニテ持チタル、多クノ人ノ知ル共有ノ小川アリ、領主様コレヲウバワレタリ」といっている。(注3) フランケンのメルゲントハイムでも同年「我等ノ主君ゲオルグ・フォン・ヘンベルグハ……ノイキルヘヨリタウバウ河マデノ小川ヲ放漁池ト共ニ……力ヲモッテ奪ワレタリ」といわれ、「十二ヵ条」の四条にもこの問題がとり上げられている。(注4) 中部ドイツでもオストハウゼンを始め河川に対する禁制と漁撈の禁止又は制限への抗議は激しい。(注5) ティロルのメラン綱領にもこの禁制の解除が要求されている。(注6) ティロルのウルテン村の一五二一年七月の判告書には「領民毎年復活節ノ前夜十二時

過ニウルテン裁判管区ノ全テノ小川デ漁撈の権利アリトイエルモ、カカル自由ハ一切ナク、古今ノ伝習ニモ背ク者ナリ、以後カカル漁撈ハ勿論、他ノ時期ニモ決シテ漁撈スベカラズ」とある。(注7) フランケンのメルゲントバイムのマルケルスハイム村の判告書には「土地保有者ハ毎金曜日三ポンドノ支払金デ魚撈ノ権利アリ」とのべられている。(注8) こうした河川殊に村落附近の小川に対する領主の禁制は、村落共同体成員の生活を脅かすものとして、共同体をあげての抵抗にぶつかったわけである。

(四) 森林の所有権及び木材の採取権、野獣及び野鳥の捕獲権

森林をめぐる抗争は十五・六世紀に特別の意義を持ってくる。シュヴァーベンのブスマンハウゼン村の農民が森林の禁制、共有林の取り上げ、木材入手の際の支払金につき陳情したのに対し、この村のグルントヘルのハンス・フォン・ロートはシュヴァーベン同盟への弁明において、取り上げを否定し更に「木材ハ私ノ最良ノ収益源デアリ、遺産分割ニ際シ非常ニ高ク評価サレタ。余ノ兄弟ヨエルク・フォン・ロートニ森林地ガアルタメ彼ノ土地ニ六千余グルデンヲ与エタ。」といっていることは注目すべきである。(注9) しかも彼はこれらの制限が三〇―五〇年以前の後の父の代から始まったものであることを告白していることも興味深い。シュトーリンゲンの農民は「古キ習慣ニソムキ主君ノ森及ビ他ノ林ヲ利用スル権利奪ワレ」「我等ノ必要ミタサレズ困窮ス」とのべているし、ティロル、スイス、フランケン、テューリンゲン等全地域にわたってこの問題が取り上げられている。(注10)

ヴュルテムベルグでは一四九五年以来ランデスヘルの森林条例 Forstordnung が度々出され人口増大による需要拡大の為の過度の伐り出しを理由に共同体の森林への特権を制限している。(注11) 一五一四年の「貧しきコンラッド」の一揆は共有林の取り上げ(四五ヵ条)、侯爵家の森林の利用権の制限(四六、五〇、五一ヵ条)を農民の主要な抗争目標として闘ったのである。(注12) しかも十二ヵ条の訴えるように森林への禁制と共に野獣、野鳥の捕獲が禁止されたことは、農民の苦痛を増した。バーデンのオルテナウのレンヘンでの領主と農民の契約書には「熊・狼・狐・山猫ノ如キ有害ナ野獣ハ自由ニ」捕えてよいし、野鴨・雉といった狩猟用以外の野豚・野鳥も自由捕獲が許されている。(注13) ティロル・ウルテンの判告書は蝦夷山鳥の捕獲禁止と捕獲の野獣、野鳥の領主への提出義務を規定している。(注14)「貧しきコンラッド」もまたこの点に抗議している。(注15) 森林はその生活的意義が非常に大きく燃料、建築用の木材(木炭、用具類も含め)、豚の飼料としての樫の実 Ecker を提供する外、放牧地でもあり、村落共同体にとって不可欠の再生産の基盤であった。(注16) しかしこの森林は先に引用した通り領主にとっても価値多い収入源であった。大都市における木材の需要もさることながら、十五・六世紀の西南ドイツ商業資本の繁栄の基礎となった鉱山業の発展は、燃料用の木材、木炭への需要を拡大した。一四九〇年のケルン市での木炭不足が附近の銅山の繁栄によることはこのことを示しているし、フランケン、ティロル、テューリンゲン等鉱山に近い森林地帯では領主は森林への独占権を確立することにより収入の拡大をはかったのである。(注17) 例えばフッガー家がケルンテンに次いで創設した熔鉱炉はテューリンゲンのゲオルゲンタル修道院の所領内のホーヘンキルヘ村にたてられたものであるが、一五二五年には二年前に買い取ったこの地域の森林をめぐり、修道院側と紛争を起している。この地帯も同年一揆の波に包まれ、熔鉱炉もあわや攻撃目標になる処であったし、農民は森林における自由を要求している。(注18) 第二節でみたように森林については農民間で既に土地保有高により保有量に差が出ていたが、かかる領主の攻撃に際し共同体が一致して立ち上った。

(ハ) 共有牧草地、放牧場、共有耕地　フランケンのメルゲントハイムでは「ハイマンス・ノイスノ牧草地、以前我等ノ共有ナレド主君コレヲ奪ウ」とあるし、(注19) ブスマンハウゼンの農民も「共同体ハ共有地デ牧畜ヲ行ウ主君ノ為大変困窮ス」とのべている。(注20) ティロル、中部ドイツ等でも同様の苦情は多いが、特に中部では領主の牧羊による共有牧草、放牧地の取り上げへの抗議が多い。(注21) シュトラスブルグ市近辺のファッヘンハイム村の農民は、牧草地、森林と共に共有地への攻撃に対し抗議している。(注22) エルザスのズュンドガウの小都市ザルツでも「我等ノ森ヤ耕地ニ多クノ侵害ヲ行イ」といわれている。(注23) 先のレンヘン契約書は「共同体ノ承認ナシニ共同体ニ属セル牧草地、耕地若シクハ共有地ヲ個人ガ所有シオルコトガ判明セル場合ハ、取リ上ゲシ共同体ヘ返還スベキコト。若シ正当ニ買求メシ場合ハ相応ノ金ヲ得テ共同体ヘ返還サルベシ」と規定している。(注24) このような種々の共有地への禁制は河川、森林同様に共同体全体への攻撃として農民の激しい反撃をひき起したことはウルテンの判告書に「ヴェルシュニテ牡牛ヲ飼育シ、ウルテン丘デ夏羊ヲ飼エルモノ何等拒否スルコトナク家畜税 vichzoll ヲ差シ出スベキコト」(傍点引用者)と農民の拒否の事実を示すような口調で書かれていることからも推測できよう。(注25)

(ニ) 水車小屋(製粉小屋)、パン焼小屋、風呂、醸造小屋、葡萄圧搾所等に関する強制と禁制　第三節のホーヘンベルグ伯領の領主の収入の内に水車小屋、パン焼小屋からの現物、貨幣の収入があったが、十四世紀のヴュルテムベルグ伯領三九ヵ村には十一の水車小屋があった。(注26) ズュンドガウのエッサー所領の農民は「主君我等ニパン焼ヲ勝手ニ強制シ、我家ニパン焼窯アルモノモ共有ノ窯アルモノモ全テ年小麦二ゼスターヲ差シ出ス義務ヲ負ウ」とのべ自由を要求している。更に「我等亦主君ノ水車デ製粉セザルヲ得ズ、甚シク困苦ス。今後我等ノ好ム所ニテ自由ニ強制サレズ製粉シ得ルコト求ム」とのべている。(注27) この地方ではこのような苦情が多い。シュトーリンゲンの農民も「我等場所悪ク、行クニ難儀ナ処ニアル水車デ製粉セザルヲ得ズ」といい、貢租及び賃金をとられるとのべ、自由を要求している。(注28) またところによっては風呂も又禁制にくみいれられ、使用料 Badgelt をとられている。例えば一四八一年のヴュルテムベルグのランゲンブラント他六ヵ村の陳情書には、これについての苦情がのべられている。(注29) ティロル・シェンナの一五八三年の判告書は「上

村ト下村ノ全テノ住民領主用ノモノモ含メゾノ穀物水車デ製粉スベキコト」としている。(注30) その他葡萄の生産地域では葡萄の圧搾所や醸造小屋が禁制の対象となっている。ヘッセンのメンツィンゲン村の一五二四年の陳情書には「我等葡萄ヲ収穫スルヤ城中ノ領主ゝ圧搾所ニテ葡萄酒製造ヲ彼ノ勝手ナ命令ノママニ行ワザルヲ得ズ」とのべ、更に使用料 Kelterwein とそこで働く者への賃金用の葡萄酒の負担に抗議している。フィリップ・フォン・ヘッセンの回答はこれらの事実を認め賃金の農民負担は四〇年以前に既にあった慣行であるとしている。(注31)

(ホ) 商品生産及び商業の自由について　これは限られた地域にみられる要求である。スイスのグリュニンゲンの農民は一四四一年に既に葡萄酒の小売及び他の生産物の隣人へ販売する権利がチューリヒ市当局により取り上げられたことに抗議している。更に一四八九年チューリヒ市ツンフトの農村工業と自由商業を禁止しようとする試みに対しこの地方の農民は立ち上りこの試みを一時的には阻止した。一五二五年のグリュニンゲン、キイブルグ伯領、クノーナウ、グライフェンゼー等の農民は聖書を引用して商業と産業の自由を要求している。(注32) グリュニンゲンは一四一六―七年に市場問題で紛争がある。一四一六年九月九日にチューリヒ市当局は「彼等ノ市場ヲ再ビ月曜毎ニ開キ、我等ト同様ニ売買ヲ行ウコトヲ得。但シ我等ノ穀物条例ノ規定スル以上ノモノハ買エヌ」とのべている。(注33) この地方は農村工業の盛な地方であり、農民戦争当時再洗礼派の活動がみられ

たことは興味深い。(注34) スイスは政治的にハプスブルグ家から独立し、強力なランデスヘルなく、農民にとって他のドイツの地方より有利な地方であり農村工業の進展と共に自由な商品生産への志向が強く打ち出されたことも当然といわねばならない。しかもこれらの要求は富農であり農村工業において小企業家、仲買人であるといった一部の有力者丈でなく、中農、貧農においてもそれぞれの立場から支持されたであろう。グリュニンゲンの農民の隣人に生産物を販売する権利の取り上げへの抗議は十分にそれを思わせる。

ティロルのメラン綱領は手工業者の結社、ツンフトの全般的禁止を要求し「各人ハ好ムママニ労働シ得ル」ようにすべきだと主張している。更に綱領は商品売買に関しての都市商人の不正と都市の経済政策一般の利己的なことを攻撃しフッガー始め西南ドイツの大商業資本の特権と独占に反対している。(注35) 穀物その他の生産物については一四〇四年のラント条例は「農民ハ穀物ヲコノ地方ノ何処デモ買イ得ル。ソンテソレヲ売ッタリ不正ヤ貯蔵セズ自分ノ家ニ持チ帰リ得ル。……望ム者ハ他地方ヨリ穀物ヲ持チ込ミ、其ノ地方ヘモ商品ヲ送リ得ル」と規定している。(注36) 一四二三年のシェンナ村の判告書は「彼等ハ誰モ家畜、獣脂、チーズ、穀物ヤソノ他有用ナ物ヲ売ルコトヲ得ズ、シェンナの館ヘソレヲ持参シ君主ソレヲ必要トスルヤ否ヤヲ問合セザルヲ得ズ」とのべ農民が苦情をのべていることが書かれている。(注37) 同様の苦情は一四四一年のカルナイドとシュタイネックの判告書にもみられ、領主の回答は「カカル商品全テ望ムマニマ村自由ニ都市の市場へ持参スルコトヲ得」とのべている。(注38) この地方もスイス程ではないがハプスブルグ家と他のグルントヘルの対抗関係から農民にとり比較的有利な状態があり、農民の小商品生産への志向は一般的に強かった。

西南ドイツではスイス、ティロルに近い辺境地方にこうした要求がみられる。ヴュルテムベルグのネレンブルグの農民は一五二〇年に一揆を起しているが、彼等の苦情に対する領主の回答に「農民ハココ数年穀物ソノ他ノ作物ヲシュトックアッハ市場へ持参シテハナラヌト命令サレテイルト不平ヲ訴エテイルガ、コレハ古クカラノ慣行ニテ、以後モソノ様ニ命ズル。今後ソノ様ナ行為ヲ犯シタ者ハ公正ニ見出シ罰セラレル」とある。(注39) メミンゲン市附近の農民は市参事会宛に地代以外の穀物を「我等ノ利益トナル適当ナ所デ」自由に販売できるよう要請している。(注40) またこの地方も農村工業の盛な地方で都市ツンフトの農村工業制限に対し農村の織工が抵抗したことは前にのべた。フランクフルト市の四六ヵ条の要求の中には穀物投機を排し自由販売が主張され、更にテューリンゲンでも当時穀物の自由販売の声が市民及び附近の富農の間に強かったということである。(注41)

かくして明確な商品生産者的な要求は先進地帯のスイス、ティロルと西南ドイツの一部にみられたが、これらの地域が先進地域であると共に農村工業により商品生産に全農民層を巻き込んでいたことはこれらの地域の農民をして一致してこれらの要求を領主（ことに都市当局）に主張せしめた事情であろう。

このような「強制と禁制」Zwing und Bann はグルントヘルシャフトと共に古い起源の村落に対する支配権であるが、特に皇帝より種々の領主へのイムニテート特権（公的負担の免除）の積極的な内容として現われた。(注42) しかしその後グルントヘルシャフトの変質により農民とその共同体の自立性が増大しその自治において或る程度の禁制と強制が成立する一方、他方では王権が衰退しツェント裁判所を始めとする皇帝の支配権が崩壊すると共に、ランデスヘルを先頭とする封建的支配者の手で裁判領主制を挺として領域支配が行われるに至った。それと共にこの村落支配権は村落共同体の自立性を制限し、領主の収入増大を可能とする手段となった。(注43)「皇帝ズィグムントの改革」は既にこのことを指摘している。(注44) 農民戦争に際して内部に既に矛盾を含む農民層が一致して封建的支配者に対し立ち上ったのもこうした裁判領主制を挺とする村落支配が先にみたような農民の生活を脅かし、農業の発展に阻止的に働くからであった。しかもこのような村落支配は村長、村役人を公選から任命制に変え、若干の特権を与えつつ領主の忠誠なる臣とすること により行われた。(注45) スイスのグリュニンゲンの農民はこのような村役人の公選制から任命制への転換に抗議しているし、ティロルにおいても共同体の自治と裁判官（村落裁判）の公選が要求されている。シュトーリンゲンの農民もランデスヘルである伯爵の自治制限に抗議し、地域行政の役人を公選することを要求している。フランケンでも領邦国家体制の村落支配が農民戦争前後に行われ、村長、村役人が領主の公

吏の性格を増したことは前にのべた。[注46] なお「十二ヵ条」にある牧師の公選の要求は広範な農民の要求にみられるが、これは村落の自治の防衛と結びつき、宗教改革によって新しく出されたものである。[注47]

さて最後にこのような村落支配の挺となった裁判領主制につき考察してみよう。グリュニンゲンの農民は以前は地元で済んだ紛争をチューリヒ市の裁判へ持ちこみ地元の裁判を廃止したことに抗議している。一四八九年のチューリヒ市近辺の農民の一揆に際しても同様の苦情が訴えられている。[注48] ブスマンハウゼンの農民も領主の裁判の恣意性を攻撃している。[注49] 一四九二年のケムプテンの陳情書にも罰金、判決の苛酷さが訴えられている。[注50] 興味あるのはシュトーリンゲンの農民のこの問題についての訴えである。即ち以前は領主と農民或いは農民相互間の民事的な訴訟や借金等の事件については被告が土地の者であり、保証があれば捕えられることは無かったし、保証金さえあれば釈放された。所が最近はその慣行に反し領主が有罪と思えば投獄される。これに対しあくまで判決によるべきことを主張している。更に九条には公正な裁判への要求がある。村の名望家 Ehrber が村々で持たれる裁判で公正な判決を下しても「役人ノ気ニ入ラヌ時コレヲラント裁判所ヘ持チ出シ自ラ判決者トナリ公正ナ判決行ワレズト訴エ、先ノ判決者ガ度々罰セラル。故ニ名望家ハ宣誓ニソムキ自由デモ確カデモナク何時モ全テノ法ト理性ニソムキ役人ノ判決ヲ自ラノ判決トセザルヲ得ズ。ソノ役人ヲ裁判デ告訴スル者アレバ、コノ者必ズ不公正ナ裁判ヲ受ク」とのべられている。[注51]

この例は封建権力の警察的な性格の強化と、領邦国家体制の整備に伴うラント裁判所―下級裁判所の系列による村落自治への制限を物語っている。ティロルでは有名な一四〇四年の条例が世襲保有権を承認し、農民にとり比較的有利な規定がされているが、一四七四年、七八年の条例は共有地の利用権や狩猟、漁撈の自由を取り上げる為発布されている。[注52] これらの条例の発布と共に、裁判関係を通じ様々の規制を行った。フランケンでもヴュルツブルグ司教が唯一のランデスヘルとなり、共有地、特に森林への規制、裁判関係を通じての領域支配＝村落支配の貫徹をはかっている。[注53] ヴュルテムベルグも十五世紀以来ラント条例を発布し領域支配へと志向し、先の森林条例を定め市場強制や関税政策を打ち出している。[注54] 中部ドイツでもランデスヘルと共同体は狩猟・放牧・醸造・手工業・夫役等の規制をめぐり対立している。ここでも「強制と禁制」の村落支配をラントの条例で行い、裁判領主制を挺としてこれを完成した。領主の下級裁判は本来の村落裁判をも組みいれ家産的性格をおび、それがまたランデスヘルのラント裁判所につらなって行くという仕方で領邦国家体制が整備された。それはまた十五世紀以来のランデスヘルのラント条例発布とも対応する。[注55]

（二） 個々の農民への負担

有名な「十二ヵ条」の要求の中にも共同体の防衛と共に個々の農民への負担についての徹廃もしくは軽減の要求がある。二条、六条、七条、八条、十一条がそれである。

(イ) 封建地代としての貢租 Abgabe. 様々の名称でよばれるこの貢租は農民の主要な負担であり、広範な農民の支持する要求であった。しかし又共同体に関する問題の様に一致してその徹廃まで要求するというのではなく、徹廃から軽減まで様々の程度の要求がみられることは農民層の分解の事実と連り、農民の間の矛盾を表わしている。穏和派の綱領といわれる「十二ヵ条」においては「領主ガ名誉アル人ヲ指名シ農民ノ占有地ヲ点検セシメ、地代ヲ正義ニカナウヨウニ定メ」てほしいという軽減の要求がのべられている。[注56] 革命派のヨスの指導した一五〇二年のシュパイエルのブントシューの綱領は「彼等ハ武力ヲ以テ自由ヲ獲得シ最早如何ナル支配ヲモ欲シナイト決意スル。如何ナル地代、如何ナル十分ノ一税モ払ワズ、諸侯ニ対シテハ関税ヤソノ他ノ貢租モコレヲ納メナイ。彼等ハ最早如何ナル貢租義務カラモ解放サレルコトヲ要求スル」とのべており十二ヵ条との間には明白な相違がある。[注57] またアルゴイ農民団やフランケンのタウバウタル農民団の綱領をみるとアルゴイでは「交渉ノマトマルマデ」これを停止するといい、フランケンでも「中間ノ時期ニハ如何ナル領主ニモ地代、十分ノ一税、土地保有移転料、相続税ソノ他ヲ納メナイ、聖ナル神ノ真理ノ書ノ学者ガ改革 Reformation ヲ行イ、聖俗ノ支配者ヘ負担ヲ納メル義務ガアルカドウカヲ決定スルデアロウ」とのべブントシュー程ではないが、十二ヵ条のような最初からの妥協的な軽減の要求ではない。これら二つは急進的な農民団とされている。[注58] その他矢張り急進的であったヘガウでも同様の負担の根拠の再検討が要求され、農奴出身のイエックライン・ロールバッハの指導するネッカータル農民団でも地代、夫役、税金の拒否及び税金の払戻しが要求されている。[注59] 更に興味あることにはタウバウタル農民団に合流したメルゲントハイムの農民は一切の負担を拒否している。[注60] テューリンゲン地方でもシュヴァルツブルグ伯領の農民は一切の負担を拒否しているし、個々には若干の例もみられる。[注61] エルザスの農民団は急進的であったが、ここでは皇帝への4ペニヒの負担のみ負うと主張している。ティロルでは一五二六年迄活躍したガイスマイヤーの「ラント条例」案には協議によって負担の義務を決定することを提案している。[注62] このように急進的な農民団においては負担の拒否、再検討の要求がみられるが、大半の農民団の要求は軽減の線に留まっていた。一四四一年のグリュニンゲンの農民は穀物地代について最良の質を要求され、その上割当額が増大していることに苦情をのべている。[注63] バルトリンゲン農民団は穏和派であったが、このエッフィンゲン村の陳情書は「我等貢租デ苦シム、我等古来ノママニ留ルコトヲ望ム」とあるし、同じ地方のブステッテン村でも「一ユッヘルト、四フィアテルのライ麦、大麦ニスベキコト」を要求している。この地方では一般的に高騰の阻止がうたわれている。[注64] レンヘンの契約書では「貢租堪エヌ時は公正な人士ヲ双方ニツケ貢租ノ軽減ヲハカルベキコト」とし全キリスト教同盟の会議か、次の帝国議会での検討を提案している。[注65] ズュンドガウのローゼンフェルス所領ツュタウヘン・マイヤートム村の陳情書は「年々君主ヘ百

十フィアテルノ穀物ノ他、十八フィアテルヲ新タニ納メザルヲ得ズ、コノ新タナ理由不明ノ負担ノ廃止ヲ求ム」とある。(注66) フランケンの穏和派オーデンヴァルド農民団の「アモールバッハ宣言」では改革の行われる迄貢租は納め、大十分の一税は中止するという方針を出している。(注67) フランケンのヘルスブルックのシュタルバウム村でも貢租（大半現物、一部貨幣）の軽減が要求されている。(注68) テューリンゲンでもヴェッラタル、オストハウゼン、ナウムブルグ、ハルバーシュタット等いずれも軽減を要求している。(注69)

封建地代であるこれらの負担は我々の問題とする地域では生産物地代が支配的であったことは第二節でのべた。例えばニュルンベルグの所領四二四ヵ所では一四四二年に十分の一税と貢租の大半を穀物で納めていたし、ユーバーリンゲン、メミンゲン、ローテンブルグ等でも同様であったし大所領においてはどこでも穀物及び葡萄酒貢租が収入の決定的部分を占めていた。(注70) もちろん要求の中にもみられたように貨幣貢租も負担の一部として存在したし、貨幣地代への転化も大都市の所領等でみられなかったわけではない。(注71) にも拘わらず十六世紀にこれらの地域では現物貢租が支配的であったことは領主と農民との関係においてなお領主の側に主導権が存在し、両者の間の生産関係はなおその封建的性格を本質的にもっていた。領主は当時生産物地代を維持し、自己消費分以上の余剰部分を都市市場で大量に販売し収入の安定をはかったことも前にのべた。生産物地代と貨幣地代をめぐり領主は前者を農民は後者を求め、封建的土地所有

と農民的土地保有との間で深刻な紛争を行っていたことは判告集からも判断できるが、当時貨幣地代に転化した場合もこれは領主の慈悲によるものとして最高の価格につり上げられた。(注72) ティロルの一五二一年のウルテンの判告書は農民がレント第一日曜と聖ゲオルグの日に穀物貢租 getraidzins を持参することになっていたが苦情を申し立てるので今後ガリの日と聖アンドレの日曜の後の土曜に毎年プラウンスペルク城へ持参することを規定し「ソノ穀物貢租ヲ納メヌモノ君主ニ一シュタインニツキ二クロイツァーヲ今迄通リ納メルベキコト」と規定しているし、フランケンのメルゲントハイムのマルケルスハイム村の判告書も「若シ土地保有者ソノ貢租ヲ館 Fronhof ニ年々定メラレタ時期ニ納メヌ時ハ、館ノ役人特別ノ許可ヤ裁判関係ノ役人ナクシテ差シ押エル権利 gewalt ヲモツ」と規定してあり、貢租取り立ての厳しさを十分推定せしめる。(注73) これらの負担がどの程度農民の肩にかかったかを正確に知ることはできないが、ヴュルテムベルグのホーヘンベルグ伯領の農民は「我等ノ領主最良ノ土地ヲ自ラ持チ（直営地であろう）更ニ他ノ土地カラ収穫サレタ穀物ノ束ヲ三分ノ一、四分ノ一ト取リ上ゲ」るとのべている。(注74) イナマ・シュテルネックも地代負担を収穫の三分ノ一、農民の負担全体を三分の二としている。(注75) もちろんこれは土地保有の違いによっても異なったであろうが、大部分の小規模農民、貧農には、相当の重荷であったことは第二節にあげた凶作にヴュルテムベルグでランデスヘルが中農には貸与、貧農には下附という政策をうちだした例をみ

ても、農民の借金が貢租の未払から来るものを含んでいたことからも、農民の広範な軽減の要求、判告書の厳しい調子からもいえよう。

(ロ) 十分の一税 Zehnt.　これは宗教改革との関連で広く問題にされたが、既に一四七六年のフランケンのニクラスハウゼンの一揆においてハンス・ベーハイムによりその反対が叫ばれているし、一五〇二年のブントシューでも先にあげたようにその拒否が主張されている。(注76) この問題においても穀物貢租と同様に急進派農民団においては全般的拒否が問題となっているのに対し、大多数の農民団は「十二ヵ条」の主張の様に大十分の一税は認め、小十分の一税を拒否している。レンヘンの契約書をみるとこの大と小の区別がはっきりする。「以後葡萄酒、穀物、燕麦、小麦、ディンケル小麦、ドイツ小麦、大麦ハコレヲ納メルベキコト。木材、ビール、麻、蕪菁、小球葱、仔牛、豚、鶏鳥、密蜂、馬等ノ小十分の一税ニ数エラレルモノ今後一切ソノ義務ヲ負ワズ。乾草、麻の十分の一税ハ以前義務ノナキモノ今後モコレヲ負ワズ」とし義務があったものは現状のままとし、これらの徴収には名望家を任命することを規定している。(注77) ティロル、スイスではこの外チーズのようなものも小十分の一税に入っている。(注78) このような十分の一税はドイツにおいて王権の弱体化と結びついて教会の封建的支配者としての比較的大きな役割により、農民の肩に様々の負担をかけていたことは、レンヘン契約書の具体的な叙述においても明らかであろう。宗教改革の火の手が上るやこの負担は余計なものとして感じられ大規模の拒否運動をひきおこした。(注79)

(ハ) 農奴身分 Leibeigen 及びそれと結びついた負担　この要求は農民が一致して反対を唱え、「十二ヵ条」においてすら「福音書ニヨッテ我々ガ農奴デアルコトガ示サレヌ上ハ、真ノキリスト者トシテ我々ヲ農奴ノ地位ヨリ解放サレルコトハ当然ノコトデアロウ。」とのべている。(注80) ブスマンバウゼンの農民は「我等コレニツキ聖書ニ何等見出サズ、ヨッテ我等自由タルモノトス」と主張したが領主ハンス・フォン・ロートは「自由意志デ自ラソノ身分トナリ捺印シタル者ノ外ニ余ハ十人モノ農奴ノミ持ツ」と回答している。(注81) 一四七八年八月シュヴァーベンのハウンスハイム村のアンナ・ゲッケルマンはその夫ベルンハルト・ゲッケルマンが農奴身分であった為「私自由ト善ナル意志ヲ以テ、全ク強制サレズ私及ビ私ノ子供……及ビ子々孫々ニ至ル迄、ヘルバッハー様及ビソノ相続者又ハ後継者ニ農奴身分トシテ für rechte leibaigen Leut 仕エルコトヲ誓ウ」とのべている。(注82) この村にはアウグスブルグ司教に属する農奴身分の者もいる。(注83) これらの農奴身分制は地方によってかなり異なりスイスから西南ドイツフランケンの伝統の古い地域に残存し、中部ドイツでは殆ど問題となる程ではなかったしティロルでも少なかったといわれる。(注84) しかし又処によってフランケンのノイシュタット村や聖ペーテル修道院のシュヴァルツアッハ村のように村へ入る者全てが農奴となるし、一四九二年のケムプテン修道院の農民が訴えているような自由土地保有者が自由通行の自由を奪われ、農奴身分の者と結婚すると農奴身分に転落し、自由土地保有の譲渡を所領内に制

限する等の土地への緊縛の試みもあった。[注85] この農奴身分と本来結びついていた負担には人頭税 Leibzins（謝肉祭用の鶏や小額の貨幣貢租）と毎年出頭の義務、夫役、相続税 Todfall といったものであるが、負担については大半は物化されていた。[注86] 一五〇五年以来スイスのブビコン僧院所属の農奴は相続税の厳しさを訴えており、これらの負担の内特にこの相続税が問題となっていることを示している。[注87] この相続税は農奴身分の者が死亡した場合、家畜、衣類等を夫婦の内一人の者については半分、二人についてはその全部を領主（所属の）へ差し出す貢納であり、十六世紀にはこれが貨幣代納となっていたものも少なくない。また通行の自由の制限や裁判領主と農奴領主とが二重の場合夫役の二重の負担等余計な負担と制限が存在した。[注88] しかも中世後期以来の農民の自立化と宗教改革の平等の思想から、農民は一致して激しい抗議を農奴身分制そのものに打ち出すに到った。

農民戦争の際の激しい農奴身分制への抗議は、農奴身分以外のものにも相続税 Todfall, Besthaupt がかかっていたことによって理解される。「十二ヵ条」でも「ソレハ完全に廃棄サルベキデアリ、今後ハ何人モソレヲ支払ウ義務ヲ負ワナイ」と主張され、農奴身分制への抗議と共に穏和な要求の中でその激しさが目立っていることは、この負担が農民全体への侮辱としてうけとられていたことを示している。[注89] フランケンのメルゲントハイムの農民はすべての負担（相続税 Hauptrecht を含む）を拒否した後続けて「最早農奴ナカルベキコト」とのべている。この地方のマルケルスハイム村の判告書には「相続税ニ関スルコト。マルケルスハイムニオケル相続税 Hauptrecht ニ関スルコト。即チ土地保有者死亡セル時ノイエンハウゼノ主君相続税 besthaupt ヲ取リ僧院長マタハソノ役人他ノ besthaupt ヲ取ルコト。子供ガ残ッタ時後見ノ土地保有者双方ノ君主ニコレヲ納メルベキコト。……土地保有者ニシテ馬マタハ家畜ヲ持タヌ者死亡セル時モコレヲ納メルベキコト。カカル時ハ月曜日若シクハ教会ヤ街ヘ行ク時着飾ル最良ノ衣服ヲ確実ニ納メルベキコト。」とある。[注90] ティロルのウルテンの判告書も「上記ウルテン所領ノ全テノ農民、養育者マタハ戸主死亡セル時最良ノ牛 das pest Hind ヲ持ツ限リコレヲ納メルベキコト、カカル義務古来ノ慣行ニシテ常ニ納メラレシモノナリ、故ニ上記ノ領民以後モカカル義務ヲ人コレヲ好ム拒否ヲスルコト急度ナク an all waigerung コレヲ納メ、コレニツキ何等改革ヲセザルコト」とのべその厳しさを表明している。[注91] スイスのソロトルンのシュタイン所領の農民の言葉はこのような領主の苛酷な仕打ちに対する農民の憤りの気持を良く表わしている。「正直ナル者ソノ子ヲ亡クサバ、哀レナ子ヲ失エル痛ミデ満テルニ、長男デアレバソノ上 besthaupt ヲトラル、若シ人死ナバ、二、三頭ノ最良ノ家畜ヲ出サザルヲ得ズ、ソノ上一家ヲ養イ借金ヲ返済シ、カクテ日々貧シク過サザルヲ得ズ。」[注92]

(ニ) その他の負担

(1) 土地保有移転料 Handlohn, Besitzwechselabgabe.

これは元来無かった負担であるが、中世後期に土地の移転が農民の自立性の増大と共に発展してくるや、領主により導入され、土地保有移転の制限と領主の収入増大の二重の目的に利用された貨幣貢租である。しかも売手からも買手からも両方取られたし、十五・六世紀に増大の傾向にあったので農民にとって非常な負担と感じられた。[注93] 殊に中部ドイツのように裁判領主制のランデスヘルの手でラント条例により行われる場合もあった。[注94] この負担は富農にも貧農にも等しく重荷と感じられたことは、農民が一致してその廃止を要求しているのをみれば明らかである。フランケンのローテンブルグやメルゲントハイムの農民もこれについて苦情をのべている。[注95] ティロルでもこの廃止はメラン綱領で要求され、これについては一五三二年のラント議会でこの軽減の命令が出されている。[注96] フランケンのマルケルスハイム村の判告書には一フィアテルの葡萄酒を双方からとると規定しているが、中部ドイツでは購売価格への割合で負担が表わされている。[注97]

(2) 税金 Steuer, Ungeld, 関税 Zoll.　これは領邦国家体制の整備と共に十四・五世紀に一般的となったもので貨幣収入としてランデスヘルにより大いに利用された。ティロルでは共有地への攻撃と共に税金の高騰がランデスヘルへの農民の抵抗をひき起した。[注98] またティロルの領域内での関税には激しい反対があり、ガイスマイヤーは「ラント内デハコレヲ全面的ニ廃止スルガ、境界デハコレヲ取ルコト」を提案している。[注99] スイスのグリュニンゲンでも既存の負担の上に現金での税金がかかってくることに抗議がむけられている。[注100] この税金はホーヘンベルグ伯領の例だと資産税であって、資産評価額の五%となっているから、中農・貧農にとってかなりの負担となったことは間違いない。一五二三年のこの地方の農民は「重イ税ト間接税」とに苦情をのべている。[注101] 間接税はパンや葡萄酒等の生活必需品へかけられ特に都市で激しい反対をまき起したが、一五二五年三月のヴィダーゲルティゲンの農民のいうように、[注102] 葡萄酒等の小売価格が上り農民殊に下層の者の消費生活にひびいた。

(3) 「強制と禁制」による様々の使用料　これは先にのべた様々の禁制がかけられている場合領主の水車小屋、パン焼小屋、葡萄圧搾所、醸造小屋、風呂等を強制的に使用させ、その使用料及び、賃金を現物又は貨幣で取るものである。これについては前にものべた通り農民は一致して完全な自由を要求している。

(4) 裁判関係の手数料及び罰金　第四節であげた領主の収入の内分けをみるとホーヘンベルグ伯領やオーストリヤ侯国ではいずれも裁判関係の罰金その他からの収入が記されている。エルザスのブランシン村六ヵ村の農民は「訴訟ヲ行オウトスル者全テ十ポンドヲ予メ納ムル義務アリ、多数ノ貧シキ者ソノ権利ノ為多額ノ金ヲ必要トス」と訴え、公正な裁判を要求している。[注103] このような裁判の為の手数料等の費用と共に様々の違反に対する罰金は「強制と禁制」と結びついて農民の負担であった。同じ地方のフェヒンガー・キルヒスベルク村の農民は罰金の高騰に抗議し従来通りに留ることを主張し

ている。[注104] フランケンのマルケルスハイム村の判告書は、十ポンドの罰金を規定としている。[注105] ティロルのメラン綱領も裁判費用と罰金についてその不当を訴えている。[注106] なおその他 Vogt のいる所ではその貢租 vogtzins がとられた。このような負担についても軽減から廃止まで要求の程度は異なる。

(ホ) 夫役 Fron.　これについてこの地方の夫役の多様性を詳細にのべているシュトーリンゲンの農民の苦情から実態を探ってみよう。先ず領主の直営地での穀物の種播きから打穀、穀倉への運搬迄の仕事、牧草、狩猟の仕事、時によりこの獲物のエルザス・バーデン迄の運搬、領主が購入したヘガウ、キュンスハイムの葡萄酒のシュトーリンゲンへの自己費用負担での運搬、燃料用の薪、建築用の木材運搬、開墾、施肥、領主の好む食物作成の為の種播期における雑事、麻の仕事、魚捞（農民保有地内の小川も含め）穀物の方々への運搬の仕事、城代の為の農耕牧畜の仕事、狩犬の飼育の仕事等である。農民は「我等農耕夫役ヨリ自由タラン為以前種々ノ燕麦、仔牛、乾草、小麦ノ貢租ヲ納メシト思エルモ、我等耕作ヲ強制サル」[注107] とのべ完全な自由 ganz und gar frei たることを要求している。エルザスのフェヒンガー・キルヒスペルク村の陳情書でも様々の農耕夫役（一年七回）の他に乾草、穀物の運搬、麻に関する仕事、領主の使い走り等があげられ、この軽減が要求されている。[注108] ブスマンハウゼンの農民も自己の労働時間に喰いこむ都市や市場への運搬、牧草地、農地での仕事、薪運び、麻の加工に苦情を申し立てたが、領主はこれらを認めつつ麻の仕事、薪の運搬については三〇～五〇年以前からのことであるとみずからのべている。[注109] もちろんこうした夫役は領主によってもかなりの相違のあったことは、レンヘンの契約でいわれている。そこでは一般的には皆無もしくは僅かだが、重い負担をかける領主もいることを認め、一年四日以下にすることを規定している。[注110] ズュンドガウのプランシン村他六ヵ村では夫役の貨幣代納の例がみられる。[注111] プランケンのマルケルスハイム村の判告書は「土地保有者ハ全テ直営地 Fronhof ニオイテ年四半日ノ耕作ト四半日ノ麦刈ヲ行ウベキコト、マタ馬ヲ持タヌ者ハ全テノ夫役ニツキ十五ペニヒヲ支払ウベキコト、」とのべられているし、十五世紀フランケンのションドラ村の判告書も「共同体成員君主ノ気ニ入ル所迄物ヲ運ブベキコト、マタ幾ラカノ畠デ君主ノ為半日働クベキコト」と規定されている。[注112] リュトゲはバーデン地方では年平均二三日～一四½日の夫役があったが、中部ドイツではそれ以下で問題になるのは一年数日であったとのべている。[注113] このように地域的な相違があるにも拘わらず夫役の存在は一般的であり、直営地のある処では農耕夫役、牧草地があればその仕事を始め、非常に多様な労働を領主の家計維持の為に要求している。特に現物地代の剰余部分の販売や麻の栽培、加工等の為の労働は注目すべきであるが、これらの夫役が、たとえ一回数日であってもそれが農民にとって最も忙しい季節に要求されることを考えれば、農民にとっては重荷であったし、ましてそれが増えれば一日でも抗議したに相違ない。また裁判領主制により夫役を新たにかけることはランデスヘルの好んで用いた方法であり、農耕、収穫、軍事、建築等が要求され、処によっては二重に負担がかかることもあり得たし、更に土地保有や馬持か否かによっても負担の程度が異なったことは不利な者を更に不利にする効果もあったと思われる。[注114] かくして農民戦争の際のこの負担についての広範な要求も理解できよう。なおこの負担についても大半は軽減の要求に留まったが、急進派の農民団やその他個々にはシュトーリンゲンのように拒否の例もみられる。

以上において十五・六世紀の農民戦争の起る頃迄の領主と農民間の抗争がいかなる点で行われたかについて簡単ながらのべた。領主の農民への攻撃は大別して共同体への規制と個々の農民への諸負担とに分かれる。ドイツ農民はこの様な領主の攻撃に対し共同体に結集して抵抗したのであるが、彼等の合言葉は先ず「古来の権利」das alte Recht であった。運動が進展し一五二五年の大決戦に近づくにつれ宗教改革の火の手が上り、農民は更に「神よりの権利」das göttliche Recht を主張するようになった。[注115] しかし大半の農民団で採用された統一綱領としての「十二ヵ条」においては「神よりの権利」が主張されてはいるものの牧師公選、小十分の二税拒否、農奴身分制、相続税を除いて「古来の権利」の線で穏和な要求を打ち出している。これまでにみたように急進的な農民団を除き大半の農民団においては共同体への規制については一致して反対の線を保持しつつ、個々の農民の負担に関しては一般にその軽減を要求し「古来の権利」に留まることを要請している。このような「古来の権利」は「神よりの権利」の主張に比してその防衛的な性格を否むべくもない。農民は十二・三世紀以来成立した比較的有利な土地保有とそれを保証する共同体の自治傾向を「古来の権利」として考え、新たな領主の攻撃に直面して共同体の自治を守り、個々の負担の軽減を獲得し、村落内での農民の生活条件の悪化を防ごうという点に領主との抗争の主要な目標をおいていた。そして領主の共同体への規制と個々の農民への多様な要求は農民の生活条件の悪化を意味した。それは特に封建社会における農民の基本的生産手段たる土地の保有の条件を悪化させる効果を持った。スイスのグリュニンゲンの農民は多様な要求と共にチューリヒ市当局に「古き世襲保有権」の不承認に対し抗議しているし、ティロルのメラン綱領も多様な保有権を統一し安定した世襲保有権にすることを主張している。[注116] このように領主の農民への攻撃は場合によっては保有権そのものにも向けられ自由保有権や世襲保有権や事実上世襲化していた保有権を悪化させた例もみられる。ブスマンハウゼンの領主は「余ノ父ハ終身限リ以外ニ土地ヲ貸与シタコトナシ。農民死亡ノ時ハソノ土地ハ余ノ物トナルナリ……文書デ世襲保有権タルコト示サルレバ、コレヲ承認ス」という。[注117] このような直接の保有権の悪化を含む様々の封建的支配者の圧迫は東ドイツの土地収奪による再版農奴制の様相とは異なり、自立的な小規模農民経営への制限として現われた。これはこの地帯が歴

史的な発展の結果として自立的小規模農民経営が成立し、しかもそれが局地的な都市市場の成立をも促し、更に土地が東と比べ相対的に少なく粗放的大経営を行う自然的社会的条件に欠け、領主の収入増大の志向は、これらの自立的農民経営からできるだけ剰余生産物と労働を得ることによってのみ満されたからである。[注118] このような領主の志向に対し農民大衆の大多数を占める中農、貧農は「古来の権利」の合言葉により農民的土地保有の安定性の確保と生活の防衛、既得の権利の確保に立ち上らざるを得なかったのである。しかも小商品生産者として逸速く登場した富農や中農の一部にも封建的な制限の強化は自己の発展の障害となったし、殊に領主の共同体規制は彼等が共同体内で有力であっただけに強く抗議したに違いない。彼等こそルターやツヴィングリの改革思想を農民的に受け入れ「十二ヵ条」にもられたような穏和な要求を「神よりの権利」に基礎づけた指導層であろう。[注119] しかもこのような穏和な要求は中農、貧農の大衆の小生産者的な生活防衛の「古来の権利」の線でまとめられた。それは自然発生的な大衆の抗議運動の性格を持った。だから意識的な農民的土地所有の主張は大衆の唱えるところとはならなかった。農村工業が盛で農民の各層が商品生産にまきこまれ、領主との関係においても比較的有利であったスイスやティロル及び西南ドイツの辺境地方では明確な商品生産の自由を領主（特に中世的都市当局）に対し要求しており、都市当局を含めた封建的生産関係の基盤の上に成立していた特権的寄生的な商品市場に対し近代的な商品生産の方向で農民が対決したわけである。しかし封建的生産関係がなお強固なドイツ本国においてはこうした明確な小商品生産者的な要求は少なく、市場関係をめぐってのこうした明確な対決を得る迄の農民の成長が余り無かったことを物語っている。これはまた生産物地代のなお強固な存続の下では農村工業のような特殊部門との関連で理解されるべきであろう。[注120]

ところでこのような大衆の封建反動への高揚は十五世紀後半から始まり一五三五年の敗北により終結するのであるが、フス派のボヘミヤにおける国民的運動やスイスのハプスブルグ家への闘争に刺激され、「皇帝ズィグムントの改革」の改革思想により徐々に高揚に向う。[注121] そして封建反動の激化と共に封建支配者と農民大衆の対立が徐々に明確になるに従い、意識的な反封建闘争の方向が打ち出されてくる。その最初は一四七六年フランケンで起った笛吹きハンス・ベーハイムの一揆であり一切の負担の廃止、教会制度への徹底的批判、共有制度の主張をもって農民大衆を結集し、武力をもって一揆に立ち上ろうとしたのである。その後十五世紀の末になるに従い一揆の波は高まり一五〇二年に到って農奴身分のヨス・フリッツの指導するブントシューの一揆がシュパイエルで初めて「神の正義」を合言葉に自然発生的な農民大衆の抗議を意識的な反封建闘争の方向へと高めた。その綱領は「全テノ従属ノ束縛ハ力ニヨリ断チ切リスイス人ノ如ク武力デ自由ヲカチトル」といい、支配階級の廃絶、教会、修道院財産の没収、農民、市民の同盟、一切の負担の拒否、共同体規

制の完全な解放が主張される。[注122] このような意識的な主張は繰り返し一五二五年まで打ち出されるが、同じヨスの指導した一五一三年のブライスガウでのブントシューは下層人民を中核とした一揆であったが、一五〇二年の綱領に比較してやや穏和であり、具体的な市民的政治綱領の性格を強くしている。即ち皇帝を唯一の君主とし、宗教裁判の制限、僧録の一人一口制限、教会、修道院財産の没収、狩猟その他の自由、負担の軽減、不当租税、関税の廃止、利子の改革、全キリスト教界の永遠のラントの平和、同盟の敵への力強い干渉、同盟税、都市を同盟の中心とすること、皇帝もしくはスイスへの談判がその主張である。[注123] 一五二五年三月にはシュヴァルツヴァルド・ヘガウ、アルゴイ、バルトリンゲン、ボーデン湖畔の諸農民団がシュヴァーベン地方に組織され三月六日以来メミンゲン市で対策を討議し、シュヴァーベン同盟との交渉により問題を解決しようとする穏和派と急進派の対立が生まれている。[注124]「十二ヵ条」はこの時期に穏和派の手により運動の指導性を得る為に書かれたといわれる。[注125] ここではブントシューのような先駆的運動でみられた政治的な要求や計画は全く姿を消し、交渉において領主の譲歩を獲得しようという意図が前面に出ている。急進派はヨスの主張と同様に力をもって領主と対決しなくては要求を貫徹することもできないと考えた。このような考えはミュンツァー派であったといわれるヤコブ・フープマイヤー博士も関係していたシュヴァルツヴァルドのキリスト教同盟の綱領書簡 Artikelbrief に具体化されている。それによるとこの同盟の目的は神の正義に反する重荷から都市と農村の大衆が神の助力で自ら解放することにある。その為に同盟がキリストの兄弟愛に結ばれ、できるだけ武力行使、流血を避けつつ同盟員を獲得する。同盟に加入しない者は世俗的禁制にかけ、加入者との親交を断ち、飲食その他の交渉を中止し、市場、森林、牧草地等の使用からも排除する。支配者に対しては城、修道院、僧院は今後一切禁制に入れ、自発的に大衆の一員として加入する者は保護する。敵に対しても平和的交渉の道を出来るだけ追求するが、成果をうまない時には禁制にかける。[注126] 以上のような主張は「十二ヵ条」を始め大衆の中にある妥協的な線に対し配慮しつつ、大衆の力によってのみ解放は可能となること、支配者に対して断固とした態度を取る必要を説いており、シュヴァーベンの運動を現実的に一歩ひきあげ領主と対決することを目的にしていることが判る。この考えはヨスやミュンツァー等革新派と共通のものであり、人民大衆による支配階級の完全な打倒が課題となっている。この主張は農民の穏和な要求に対しても偽契約に終始し軍事力の結集がなるや行動を開始したシュヴァーベン同盟の強圧的態度により穏和な指導者も大衆と共に立ち上らざる得ない状況に追いこまれるに到って重大な意義を得て農民の意識的部分によって支持された。[注127]「十二ヵ条」の要求でさえこれを受諾すれば、農民の意識を一歩進め反封建闘争の発展を促し、封建体制の危機をもたらすことを熱心に主張し、シュヴァーベン同盟を武力鎮圧の方針にふみきらせたのはバイエルン侯の官房長レオンハルト・エッ

クとヘッセン辺疆伯フィリップであった。[注128] かくして「十二ヵ条」を始め個々の地域の具体的な要求をかかげた農民も蜂起の方向へふみきりここに四月からの決戦の時期が始まるのである。しかしシュヴァーベン同盟の軍事指揮官トルフゼスは軍事力で圧すると共に農民大衆とその指導者の大半と時に応じ偽りの契約を結び、運動を個々に撃破する態度をとった。[注129] 農民の大衆は前にも指摘したように軍事力の圧迫と政治性のすぐれた交渉戦術の前に力を結集して戦い抜くという方向にではなく、防衛に終始し、敗北に敗北を重ねた。[注130] 貧農を始め中農も戦いの過程で、略奪をこととする堕落におちこみ、その上小生産者的な妥協性を発揮したし、市民、村の有力者、富農を含めた指導者の大半も視野が局地的で譲歩の約束で満足してしまった。[注131] これは領邦国家体制による分散支配の下に長い間農民がおかれていたことと、大いに関係があろう。ここで興味あることは、このような妥協的な指導者と並んで運動の現実的発展の方向を見透し闘争の意識的発展を求めた指導者がいる。フランケンの農民団は農民戦争においてその頑強さと創意性の点で注目すべきものがある。タウバータル農民団の「フランケンの農民綱領」は全般の改革 Reformation が確立する迄、一切の負担を拒否し、城塞の類は之を破壊炎上し、貴族は同盟員である限り勤産と共に保証し、大砲の類は同盟へ引渡す。すべての身分は廃棄し平等を宣言し、同盟に反対する貴族や僧侶の財産の取り上げを規定し聖書の学者によって行われる改革へ支配者も従属しなければならぬことを主張している。[注132] この主張は同盟の性格規定や聖書の学者の改革への期待等にやや徹底さを欠いている。この地方の中心ローテンブルグにはフープマイヤーの影響の強い説教師がいたし、メルゲントハイムのように負担の一切廃止を主張する農民団もいた。[注133] さてフランケンでは他の農民団と共にハイルブロンで農民会議が開かれ、対策をねると共に、帝国議会へ提出する改革案なるものが起草された。起草者はフリードリヒ・ヴァイガント（ミルテンベルグの領主の蔵司）であった。先ず教会の改革につき徹底的に行うことを主張し、その財産の共通の福祉の為の使用、世俗の権力については、貧しい大衆の自由を保証するよう改革し、帝国の強化に努め神の言と権利を守るべきだとする。更に都市や共同体はキリスト教的自由を原則とし、利己的態度を捨て、すべての地代を廃止する。商人には保証を与えると共に共同の福祉につかえるよう求める。大学、知識人、僧侶の改革、神と自然の命ずる権利を以て平等の原則に立ち王室裁判所、宮廷裁判所、ラント裁判所を設けそれぞれ十六人の参審員をおき諸侯、その他の領主、帝国都市と他の都市の市民、農民で構成し、その他に自由裁判所をおく。国内関税、税金を廃止し、（皇帝への税を除き）負担は必要不可欠のものだけにする。その他鉱山業の自由、統一的貨幣鋳造、度量衡の達成、公正な取引、大商事会社の解散若しくは制限、諸侯、領主、諸都市のすべての同盟の解散と皇帝の保護と平和のみの維持が提案されている。[注134]

この改革案を先駆的なヨス・フリッツのブライスガウでの綱領と

比較してみると中央集権国家とその下での教会改革、市民的な諸改革をもりこんでいる点で共通性をもっている。ただ農奴出身のヨスにあってはこれと並んで農民的な要求がもりこまれ、フランケンには市民的要求が前面に出ていることは両者の出身層の違いにあると思われる。またティロルのガイスマイヤーの「ラント条例」案も人間の平等に基づくランデスヘルの下での農民的市民的改革を主張している。[注135] これらの人々は決していわゆる妥協的な指導者ではなかったし、ヨスに到っては、革新派に属する不屈の闘士であった。しかしヨスは運動の拡大につれ、中央集権国家の下での漸進的市民的改革を目標として同盟者の獲得を目指さざるを得なかった。エンゲルズはこのような思想は農民、平民の一層発展した分派が現れる毎に必ず発生したといっている。[注136] 農民戦争において反封建闘争に意識的に取り組んだこれらの人々は、この小生産者大衆の反封建運動がもたらすべき政治的改革を考える時未来の市民社会をおもわせるプランを考えざるを得なかった。しかもドイツにおける領邦国家体制と封建反動に対決する意味で中央集権国家体制を対置したことも、ドイツの特殊な事情を反映している。それは現実には実現不可能であったにも拘わらず中央集権国家体制の市民社会成立期における進歩性をみぬいており、これらの人々の政治的意識の優秀なことを物語っている。これらの人々は反封建闘争に意識的に取り組んだのであり、小生産者大衆（富農、市民の一部も含んだ）の基盤の上に立つ急進主義思想の必然の帰結であった。かくして基本的にはランデスヘルを先頭とする封建的支配者と農民とが対立した。しかし大多数の農民大衆と大半の穏和な指導者は小生産者としての彼等の生活の改善と共同体の擁護という経済的要求をもって封建反動の強化と共に武力を以て蜂起するに到ったが、策略と鎮圧により自ら敗北への道を拓いた。これらの大衆の運動が防衛的であり、自然発生的な性格を持っていたことは否定できないが、スイス、ボヘミヤの先駆的な国民運動、ドイツ国内での「皇帝ズィグムントの改革」にあらわれた反封建的な市民改革を求める志向、ルターの宗教改革、そして年毎に増大して行った一揆の波の中に現われたヨスやミュンツァー等の革新的な意識的な指導者の努力はこれらの農民の防衛的な闘争を一五二五年という一つの時点に集中させることを可能とした。[注137] そして農民戦争の過程で何人もの意識的な指導者か、妥協的な指導者と並んで現われた。この人々の中に先にあげた市民的政治改革を思う急進的な人々と更に一歩進み既存の支配権力の徹底的な変革を主張するミュンツァーのような人とがいた。[注138] もちろんヨスが条件に応じて両方の態度を取っていたことからみても、意識的分子の中でこれら二つを完全に区別することは困難であろう。しかしミュンツァーの革命的思想は小生産者的な基盤からでなく、失うべき何者もない都市の平民の基盤に立ったものであり、そこからのみその徹底性と財産共有の思想を理解しうる。[注139] 貧農出身のヨスがこれに近いものを持っていたことはこのようなミュンツァーの思想が貧農の意識分子を捉え得ることを意味しており注目すべきである。さて農民大

衆の蜂起の只中でミュンツァーがルターを始め封建支配者によって悪魔のように憎悪されたのは多少とも意識的に農民の反封建闘争に参加した分子のその影響力であった。ミュンツァーの主張は或る意味で当時の現実の条件から最も離れた実現不能のものであったが、その徹底的革命性こそまた反封建闘争の進むべき究極の目標である市民的共和国へ現実の運動を一歩近づける最大の保証であり、かくして急進的、意識的分子の闘争を鼓舞する役割を担ったのである。ランデスクルを先頭とする封建支配者はミュンツァーを先頭とするこれらの意識分子を武力で圧殺し、農民大衆の意識化を防ぐことが最も現実的な政策であった。

注（1） この両者の関連については Günther Eranz, Deutsche Bauernkrieg, Aktenband, 1935, Vorwort; Adolf Waas' Die grosse Wendung im deutschen Bauernkrieg, Historische Zeitschrift, Bd. 158, SS. 460–464, S. 486 ff. を参照。この二人ともその関連が密接であり歴史的な領主と農民との抗争の経過を知るのに不可欠の史料であるとする。またH. Wiessner, Sachinhalt und wirtschaftlicher Bedeutung der Weistümer, 1934, S. 29, zit. v. Waas. S. 457. によると「判告集」は十六世紀前半まで非常に増大するが、それ以後急激に減っている。

（2） H. Nabholz, Zur Frage nach den Ursachen des Bauernkrieges 1525, SS. 234–247.

（3） G. Franz, Aktenband, S. 147, Nr. 26 (a).

（4） Ibid., S. 347, Nr. 174.「十二カ条」は G. Franz, Deutsches Bauerntum, 1939, Bd. 2, S. 4, Nr. 1.

（5） G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, SS. 394–456.

（6） Ibid., S. 264.

（7） Österreichische Weisthümer, 1888, Bd. 5, S. 162, Nr. 18.

（8） Fränkische Bauernweistümer, 1954, S. 70, Nr. 26.

（9） Dokumente des grossen Bauernkrieges, Alfred Meusel, Thomas Müntzer und seine zeit, 1952, SS. 196–203.

（10） Ibid., S. 206; G. Franz, D. B. K.

（11） Ferdinand Graner, Geschichte der Waldgerechtigkeiten im Schönbuch, 1929, SS. 25–31.

（12） G. Franz, D. B. K., S. 43.

（13） G. Franz, D. B., Bd. 2, S. 27 f. Nr. 7.

（14） Ö. W. Bd. 5, S. 162 f.

（15） G. Franz, D. B. K., S. 44.

（16） Ernst Kelter, Die wirtschaftlichen Ursachen des Bauernkrieges, Schmollers Jahrbuch, Bd. 65, SS. 662–664.

（17） Ingomar Bog, Dorfgemeinde, Freiheit und Unfreiheit in Franken, S. 74 f; H. Wiessner, Beiträgezur Geschichte des Dorfes und der Dorfgemeinde in Österreich, S. 58, 78. ゝゝゝにつゝて E. Kelter, Geschichte d. obrigkeitl. Preisregelung, S. 43.

（18） Walter Schmidt-Ewald, Zwei-Faktoren auf der Hütte zu Hohenkirchen, Forschungen aus Mitteldeutschen Archiven, 1953, SS. 143–150.

（19） G. Franz, Aktenband, S. 347, Nr. 174.

（20） Dokumente d. g. B. K., SS. 198–199.

（21） G. Franz, D. B. K. SS. 147–456.

（22） G. Franz, Aktenband, S. 124, Nr. 16 (k).

（23） Ibid., S. 224, Nr. 78 (g).

（24） G. Franz, D. B., Bd. 2. S. 30, Nr. 7.

（25） Ö. W., Bd. 5, S. 163.

（26） I. Sternegg, Deutsche Wirtschaftsgeschichte, Bd. 3/1, S. 441. Beilage XI.

（27） G. Franz, Aktenband, S. 216, Nr. 78 (a).

（28） Dokument d. g. B. K., S. 207.

（29） G. Franz, Aktenband, S. 10, Nr. 3(g).

（30） Ö. W. Bd. 5, S. 761.

（31） G. Franz, Aktenband, SS. 134–143.

（32） Nabholz, a.a.O., SS. 234–247.

（33） Quellen zur zürcher Wirtschaftsgeschichte, Bd. 2, SS. 401–409.

（34） C. A. Cornelius, Die Wiedertaufe, 1855, S. 34.

（35） H. Wopfner, Zur Geschichte des bäuerlichen Hausgewerbes in Tirol, S. 205; K. Kaser, Die Ursachen des B. K., S. 581.

（36） H. Wopfner, Urkunden zur deutschen Agrargeschichte, S. 365, Nr. 261.

（37） Ö. W. Bd. V, S. 105.

（38） Ibid., S. 331.

（39） G. Franz, Aktenband, SS. 128–129, Nr. 19.

（40） E. Kelter, D. W. U. B. K., S. 33.

（41） W. Zimmermann, Allgemeine Geschichte des großen Bauernkrieges, Buch 2, S. 529; O. Kius, Die thüringische Landwirtschaft im 16. Jahrhundert, SS. 154–157.

（42） Ulrich Stutz, Zur Herkunft von Zwing und Bann, 1937. SS. 289–354. ゝゝゝゝイス「ドイツ法制史概説」七六、一一五頁、二二八頁。

（43） H. Wiessner, Beiträge. S. 66, 78, 79. ゝゝゝゝイス「前掲書」二八二一二九六頁。増田四郎「中世村落研究の問題点」西洋経済史概論所収。マロウ「ドイツ中世農業史」一〇四頁。

(44) G. Franz, D. B., S. 281, Nr. 117.

(45) I. Bog, a.a.O., SS. 66–73; Quirin, Herrschaft und Gemeinde, SS. 27–72.

(46) ベーボルツ Nabholz, a.a.O., SS. 234–245. ホマロゼ゛ン ヨーロッパ G. Franz, D. B. K., S. 163, 264 f. トヨッパ I. Bog, a.a.O., SS. 71–74.

(47) G. Franz, D. B. K., S. 135.

(48) Nabholz, a.a.O., SS. 234–245.

(49) Dokument d.g.B.K., S. 197.

(50) G. Franz, D.B., Bd. 1, S. 329, Nr. 138.

(51) Dokument d.g.B.K., S. 204 f.

(52) H. Wiessner, Beiträge～., S. 78.

(53) Frankisch Weistümer, Einleitung v. k. Dinklage, S. 6 f.

(54) Karl Weidner, Die Anfänge einer staatlichen Wirtschaftspolitik in Württemberg, 1931.

(55) Quirin, a.a.O., SS. 78–83. ツィンメルマン「農民戦争」一八七四年° F. Hartung, Deutsche Verfassungsgeschichte ～, SS. 42–45.

(56) G. Franz, D. B., Bd. 2, S. 5, Nr. 1.

(57) Ibid., Bd. 1, SS. 335–336.

(58) トミカマ゛ ibid., Bd. 2, S. 8. Nr. 2. トヨッパ ibid., S. 12. その農民性に就て G. Franz, D.B.K., S. 302. (トヨッパ)゛ M. Smirin, Die Volksreformation des Thomas Münzer und der Grosse Bauernkrig, S. 375, 497. (トミカマ)

(59) G. Franz, D. B. K., SS. 171–173. (ケネタ) ibid., S. 309.

(60) G. Franz, Aktenband, S. 346; G. Franz, D.B.K., SS. 304–306.

(61) G. Franz, D.B.K., SS. 304–403.

(62) G. Franz, D. B., Bd.2, S. 33 f.

(63) Nabholz, a.a.O., S. 233.

(64) G. Franz, Aktenband, S. 148, Nr. 26 (b), (g).

(65) G. Franz, D. B., Bd. 2, S. 29 f.

(66) G. Franz, Aktenband, S. 217, Nr. 78 (b).

(67) G. Franz, D.B.K., S. 319.

(68) G. Franz, Aktenband, SS. 349–354.

(69) G. Franz, D.B.K., SS. 394–454.

(70) E. Kelter, D.W.U.B.K., SS. 672–673.

(71) F. Lütge, Die mitteldeutsche Grundherrschaft, 1934, S. 139.

(72) E. Kelter, a.a.O., SS. 34–35.

(73) Ö. W., Bd. 5, S. 162, Nr. 18. (カミホン)゛ F.W., S. 70, Nr, 26.

(74) G. Franz, Aktenband, S. 132, Nr. 20.

(75) I. Sternegg, a.a.O., Bd. 3, S. 405.

(76) G. Franz, D.B. Bd.1, S. 309, Nr. 128, S. 335.

(77) G. Franz, D.B., Bd. 2, SS. 25–26, Nr. 7.

(78) I. Sternegg, a.a.O., S. 396.

(79) Nabholz, a.a.O., SS. 237–251.

(80) G. Franz, D.B. Bd. 2, S. 4, Nr. 1.

(81) Dokumente d.g.d.B.K., SS. 196–200.

(82) Ibid., Bd. 1, S. 311.

(83) T. Knapp, Ueber Leibeigenschaft in Deutschland seit dem Ausgang des Mittelalters, (Zeitschrift S. S. für Rechtsgeschichte Bd. 19 germ. abt.) SS. 19–20.

(84) Ibid., SS. 18–35. G. Franz, D.B.K., S. 403. Lütge, D.M.G., SS. 199–205; W. Zimmermann, A.G.d.g. B.K., Buch 2, S. 420.

(85) G. Franz, D.B. Bd. 1, S. 328 f.

(86) T. Knapp, a.a.O., SS.20–23.

(87) Nabholz, a.a.O., SS. 239–241.

(88) T. Knapp, a.a.O., SS.21–28.

(89) G. Franz, D.B., S. 6.

(90) 農民の要求は G. Franz, Aktenband, S. 347, Nr. 174. F.W., S. 69, Nr. 26.

(91) Ö.W., Bd. 5, S. 164. Nr. 18.

(92) G. Franz, Aktenband, S. 287, Nr. 117.

(93) H. Wiessner, Beiträge～., S. 52; F. W., Einleitung, S. 8. I. Sternegg, a.a.O., SS. 230–231, 391; Lütge, D.M.G., SS. 148–156.

(94) Lütge, D.M.G., S. 152.

(95) Dokument d. g. B. K., S. 221. (ユーホントミネ) G. Franz, Aktenband, S. 346.

(96) K. Kaser, Die Ursachen d. B.K., S. 580. 農民側の十分を双方から取られていた°

(97) F. W., S. 69, Nr. 26 (トヨッパ) Lütge, D.M.G., S. 152.

(98) K. Kaser, Die Ursache d.B.K., S. 579; G. Franz, D.B.K., SS. 254–255.

(99) G. Franz, D.B., Bd. 2, S. 34, Nr. 8.

(100) Nabholz, a.a.O., S. 234.

(101) G. Franz, Aktenband, S. 132, Nr. 20.

(102) Ibid., S. 164, Nr. 30.

(103) Ibid., S. 218, Nr. 78 (c).

(104) Ibid., S. 220, Nr. 78 (e).

(105) F.W., S. 70, Nr. 26.

(106) K. Kaser, Die Ursachen d.B.K., S. 580.

(107) Dokument d.g.B.K., SS. 207–209.

(108) G. Franz, Aktenband, S. 219, Nr. 78 (d).

(109) Dokument d.g.B.K., SS. 197–200.

(110) G. Franz, D.B., Bd. 2, SS. 28–27. Nr. 7.

(111) G. Franz, Aktenband, S. 217, Nr. 78 (c).

(112) F. W., SS. 69–70. Nr. 26.（マルケルスくイム）ibid., S. 98, Nr. 40.（ションドラ）

(113) Lütge, D.M.G., SS. 108–114.

(114) Ibid., SS. 89–130; T. Knapp, Die Grundherrschaft im Südwest—Deutschland von Ausgang des Mittelalters bis zur der Bauernbefreiung des 19 Jahrhunderts, SS. 69–71.

(115) G. Franz, D.B.K., SS. 134–146.

(116) Nabholz, a.a.O., S. 234.（メイス）G. Franz, ibid., S. 264.（ティロル）

(117) Dokument d.g.B.K., S. 201.

(118) Max Weber, Der Streit um den Charakter der altgermanischen Sozialverfassung in der deutschen Literatur des letzten Jahrzehnts, Jahrbücher f. n. u. Stk., Bd. 28. ウェーバー「農業制度と資本主義」一一四—一一一一頁° Below, Problem der Wirtschaftsgeschichte, SS. 44–49.

(119) M. M. Smirin, a.a.O., S. 491. 彼によればルターの役割は西南ドイツではなくむしろツヴィングリが、穏和派の思想的根拠となった。確かにツヴィングリには領主への抵抗権の思想がある。Nabholz, a.a.O., SS. 248–252. によればこれが農民に影響を与えたことは確かだが、農民は穏和な者でも彼の説いた精神の自由を物質の自由として受け取っていた。更にルター「現在の主権について」（岩波文庫）所収の「罪人もまた祝福された階級に属し得るか」九八—一一三頁を見ると彼は一揆に参加した富農を弁護している。それは富農は社会を力で変える考えは無く欲せず巻き込まれた者、群衆を制止し危険な方向を防いだ者、主君より予め許可を得て入った者等がいるが、彼等は功賞を与えるべきなのに諸侯が之を殺し、尨大な罰金を取った事を非難している。更に「十二カ条」についての彼の友好的批判も富農とルターの関係近いことを思わせる。Ermahnung zum Frieden auf die Zwolf Artikel der Bauernschaft in Schwaben, Dokument d.g.B.K., SS. 309–318.

(120) 諸田実「ドイツ農民戦争の歴史的前提」㈠三九頁°

(121) Smirin, Deutschland vor der Reformation, SS. 102–373.

(122) G. Franz, D.B., Bd. 1, SS. 332–336, Nr. 141.

(123) G. Franz, D.B.K., SS. 113–124; Engels, D.B.K., S.227.

(124) G. Franz, ibid., SS. 201–216; Smirin, V.R.T.M., SS. 497–519.

(125) Smirin, ibid., S. 515.

(126) Dokument d.g.B.K., SS. 226–228.

(127) G. Franz, D.B.K., S. 219. フランツもこの綱領が行動綱領として果した役割を評価している。

(128) Waas, Die grosse Wendung in B.K., Teil 2, SS. 36–48.

(129) Engels, D.B.K., S. 252.

(130) G. Franz, D. B. K., SS. 464–467; Engels, ibid., S. 243.

(131) G. Franz, ibid., S. 464 f; Engels, ibid., S. 253. ルターの富農への弁護を想え°

(132) G. Franz, D.B., Bd. 2, SS. 11–12. Nr. 4.

(133) G. Franz, D.B.K., S. 295, SS. 300–304. この地方からタウベウタル農民団の指導者に三人も出ており、牧師ブーベンレーベンは過激派に属した°

(134) Dokument d.g.B.K., SS. 233–243.

(135) G. Franz, D.B.K., SS. 259–269.

(136) Engels, D.B.K., S. 224.

(137) G. Franz, D.B.K., SS. 134–146, SS. 464–465; W. Zimmermann, A.G.d.g. B. K., SS. 66–380. フランツもミュンツァーの西南ドイツへの一五二四年末の旅行やフープマイヤーを始め多くの意識的分子の活動の影響を認めている。

(138) 瀬原義生「ドイツ農民戦争の基本的性格」㈠企評八十号二六—二九頁°瀬原氏は絶対主義＝小ブルジョアの発展のコースこそ実現可能であり歴史的日程にのぼった農民戦争の基本的課題であるといっておられる。私はこのような思想は農民大衆によってでなく、その内の意識的急進分子によって主張されたものであり、「十二カ条」にもなんらこれにふれる所もなく、これを簡単に実現可能の課題であるということはできないと思う。しかしこれらの意識分子が農民大衆の反封建闘争をドイツの現実の政治的経済的改革と結びつけた時市民的諸改革を見透せたという意味で彼等が現実的であり、すぐれていた。しかしこのような市民的改革は権力の徹底的変革によって初めて実現されるのであり、空想社会主義的共有制を主張するミュンツァーのような革新派の方がこの点では最も現実的であった。しかし両者の道は農民大衆の防衛的運動を鼓舞こそすれ、大衆により直ちに実現できるものではなかった。ここに農民戦争の弱さがあるし、またその弱さにも拘わらず夫々の道で市民社会の変革への方向を求めた意識分子の英雄性もある°

(139) Cornelius, Die Wiedertaufe, SS. 13–14. Engels, D.B.K., S. 207; Waas, Die grosse Wendung im D.B.K., Teil. 2, SS. 35–36. これについては次節で展開する予定°